## 周防大島町告示第35号

周防大島町介護従事者就労定着支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

周防大島町長 藤本淨孝

周防大島町介護従事者就労定着支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町における介護人材の確保及び定着を図り、安定した 介護サービスの提供に資することを目的として、周防大島町介護従事者就労定着支 援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものと する。

(用語の定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 介護事業所等

介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービ ス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防・日常生活支援総 合事業の指定事業所、介護老人保健施設、介護医療院及び老人福祉法(昭和38年 法律第133号)の規定に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホ ーム、有料老人ホームをいう。

(2) 有資格介護従事者

介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、介護支援専門員、主任介護支援専門員、 介護職員初任者研修修了、介護福祉士実務者研修修了のいずれかの資格を有し、 前号に定める介護事業所等に勤務し、資格を活かした業務に従事する者をいう。

(3) 新卒就職者

介護事業所等における就労開始日の属する年度又はその前年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校(以下「学校等」という。)を卒業した者又は卒業予定の者で、当該学校等の卒業後初めて就職する者又は就職した者をいう。

(4) 転職就職者

退職し、又は自営業(農業、漁業等を含む。)を廃業し、介護事業所等に就職する者又は就職した者をいう。

(5) 復職就職者

介護事業所等に就労していた者が退職し1年以上経過した後に介護事業所等 に就職する者又は就職した者をいう。

## (6) 常勤

介護事業所等と期間の定めのない労働契約を締結しており、かつ、その勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(当該時間数が週32 時間を下回る場合は週32 時間とする。)に達していることをいう。(対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、周防大島町内に 所在する介護事業所等に常勤の有資格介護従事者として就職し、就労開始日から1 年以上、常勤として継続して就労する者とする。
- 2 就労開始日には有資格介護従事者にあたらない者が、就労開始日から1年以内に 介護職員初任者研修修了の資格を得て、資格を得た日から1年以上常勤の有資格介 護従事者として継続して就労する場合には、資格を得た日から対象者とみなす。
- 3 就労開始日には常勤にあたらない者が、就労開始日から1年以内に常勤となり、 常勤となった日から1年以上常勤の有資格介護従事者として継続して就労する場合には、常勤となった日から対象者とみなす。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、対象者としない。
  - (1) 過去に支援金の交付を受けた者
  - (2) 住民税の滞納がある者
  - (3) 町立の介護事業所等に就職する者又は就職した者
  - (4) 転職就職者のうち、介護事業所等の廃止又は事業縮小に伴うやむを得ない退職による場合を除き、周防大島町内に所在する介護事業所等を退職し周防大島町内に所在する別の介護事業所等に就職する者又は就職した者(周防大島町外に所在する介護事業所等を退職し周防大島町内に所在する介護事業所等に就職する者又は就職した者は含まない。)
  - (5) 周防大島町暴力団排除条例(平成23年条例第22号、以下「排除条例」という。) 第2条第3号に規定する暴力団員等
  - (6) 排除条例第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第3項に規定する暴力 団員等と密接な関係を有している者

(支援金の額)

- 第4条 支援金の額は、新卒就職者は10万円、転職就職者及び復職就職者は7万円と する。
- 2 対象者のうち、就労開始日又は前条第2項及び第3項に規定する日の3か月前から就労開始後又は前条第2項及び第3項に規定する日から1年以内に周防大島町へ転入し、就労開始日又は前条第2項及び第3項に規定する日から1年を迎える期日を超えて継続して周防大島町内に居住する者には、5万円を加算する(以下「転入加算」という。)。

3 前項の規定は、周防大島町内の学校等で就学するために周防大島町内に転入した 者が、その学校等を卒業後、就労のために引き続き同じ住所地に就労開始日から1 年以上継続して居住する場合、又は周防大島町内に転居し就労開始日から1年以上 継続して居住する場合にも適用する。

(支援金の交付申請)

- 第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、就労開始日又は第3条第2項及び第3項に規定する日から1年以内に、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、新卒就職者のうち、就労開始日が学校等を卒業する翌年度の4月中であるものについては、就労開始日が属する年度の前年度に次の各号に定める書類を提出することができるものとする。
  - (1) 新卒就職者
    - ア 周防大島町介護従事者就労定着支援金交付申請書(新卒就職者)(様式第1 号)
    - イ 卒業見込み証明書又は卒業証書の写し
    - ウ 第2条第2号に規定する資格を有していることを証明する書類
    - エ 住民票の写し(交付申請者本人のもので、支援金の交付申請日前2月以内に 交付されたもの。転入加算を同時に申請する場合は省略できる。以下この項に おいて同じ。)
    - オ 住民税に滞納が無いことを証する書類
    - カ その他町長が必要と認める書類
  - (2) 転職就職者及び復職就職者
    - ア 周防大島町介護従事者就労定着支援金交付申請書(転職就職者・復職就職者) (様式第1号の2)
    - イ 第2条第2号に規定する資格を有していることを証明する書類
    - ウ 前職の内容、退職年月日等が分かる書類
    - エ 住民票の写し
    - オ 住民税に滞納が無いことを証する書類
    - カ その他町長が必要と認める書類
- 2 転入加算の交付を受けようとする交付申請者は、前項の書類に加え、次に掲げる 書類を町長に提出しなければならない。
  - ア 転入加算交付申請書(様式第2号)
  - イ 住民票の写し(交付申請者本人のもので、周防大島町に転入した年月日が記載され、交付申請前2月以内に交付されたもの。)
  - ウ その他町長が必要と認める書類

(支援金交付決定等)

- 第6条 町長は、前条の規定による申請を受け付け、申請書類の内容を審査の上、適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、周防大島町介護事業者就労定着支援金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 2 前項の規定による審査により、支援金の交付が適当でないと認めたときは、支援 金の不交付を決定し、周防大島町介護従事者就労定着支援金不交付決定通知書(様 式第4号)により通知するものとする。

(支援金の請求及び支払)

- 第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が 支援金を請求しようとするときは、周防大島町介護従事者就労定着支援金請求書 (様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を支払うものとする。 (申請の取下げ)
- 第8条 交付申請者及び交付決定者は、支援金の交付を辞退しようとするとき、又は 対象者に該当しなくなったときは、書面等により当該支援金の交付申請を取り下げ ることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、なかったものとみなす。

(支援金交付決定の取消及び支援金の返還)

- 第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 支援金の交付決定を取り消すことができる。
  - (1) この告示の規定のほか、当該支援金の交付決定の内容に違反したとき。ただし、違反が災害その他やむを得ない理由によるものであると町長が認めた場合は、この限りでない。
  - (2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか町長が支援金の交付を不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、周 防大島町介護従事者就労定着支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知 するものとする。
- 3 前項の規定により、支援金の取消通知を受けた交付決定者は、指定された期日までに支援金を全額返還しなければならない。

(検査等)

- 第10条 町長は、必要があると認めるときは、交付申請者及び交付決定者に対して質問をし、報告を求め、又は関係書類の提出を求め、これを検査し、若しくは支援金の交付に際し必要な指示をすることができる。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、当該介護事業所等に対して、交付申請者及び交付決定者に関する質問をし、報告を求め、又は関係書類の提出を求め、これを 検査し、若しくは支援金の交付に際し必要な指示をすることができる。

(介護事業所等の協力)

第11条 介護事業所等は、この告示に定める事項が適切に運用されるよう、協力に努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

- この告示は、令和6年4月1日から施行する 附 則
- この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。